



発行 新潟県

号外 4
令和6年3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

病院局管理規程

- 2 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局経営企画課）
- 3 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 4 新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 5 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 6 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 7 新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 8 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局経営企画課）

病院局訓令

- 1 新潟県病院局事務決裁規程の一部改正（病院局総務課）
- 2 新潟県病院局文書記号規程の一部改正（病院局総務課）

病院局告示

- 2 新潟県病院局出納取扱金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（病院局経営企画課）
- 3 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

企業局管理規程

- 4 新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

人事委員会規則

- 6-1913 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1914 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1915 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1916 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1917 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1918 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1919 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1920 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 12-100 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 20-7 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会告示

- 1 県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等（人事委員会事務局総務課）

教育委員会規則

- 2 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

教育委員会訓令

- 4 新潟県教育委員会事務委任規程の一部改正（教育庁総務課）
- 5 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正（教育庁総務課）
- 6 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正（教育庁総務課）
- 7 新潟県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正（福利課）

病院局管理規程

## 新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正後部分へ改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 局本庁 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第2章に規定するものをいう。<u>ただし、第5章第1節から第3節までにおいては、新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）第11条に規定する病院及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校を含むものとする。</u></p> <p><u>(6)の2 地域機関 新潟県病院局組織規程第2章の2に規定するものをいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>（指定公金事務取扱者）</p> <p><b>第9条の3</b> 病院局長は、病院事業の業務に係る収入について、公金の収納に関する事務を自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者に指定することができる。</p> <p><u>2 前項の指定公金事務取扱者の指定にあたっては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を指定しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 公金の収納に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</u></p> <p><u>(2) その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 局本庁 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第2章に規定するものをいう。</p> <p>(7) (略)</p>

## (公金の収納の委託)

**第44条の2** 病院局長は、病院事業の業務に係る収入について、公金の収納に関する事務を指定公金事務取扱者に委託することができる。

2 病院局長は、前項の規定により委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類により決定しなければならない。

- (1) 公金の収納に関する事務の委託をする収入の内容
- (2) ～(6) (略)

3 病院局長は、第1項の規定による委託をしたときは、法令の定めるところにより告示するとともに、県民の見やすい方法により公表しなければならない。

## (証券納付の規定の準用)

**第44条の5** 第37条第3項の規定は、第44条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者について準用する。

## (財務検査)

**第224条** (略)

2 (略)

3 病院局長は、指定公金事務取扱者に対し、公金の収納に関する事務について書面又は実地に検査を行う。

## (施設の規定の準用)

**第231条の2** 第3条第2項及び第4項、第4条、第6条第1項から第4項まで、第7条、第8条第1項、第14条、第18条、第19条第1項、第23条、第32条、第60条第1項、第73条、第75条第2項、第103条第1項、第104条、第105条、第120条第2項、第121条第1項及び第2項、第133条から第135条まで、第136条第1項及び第2項、第137条、第159条、第162条第1項、第165条、第166条第3項、第167条、第168条、第169条、第175条、第176条第3項、第184条第1項、第215条の2第1項第1号並びに第224条第1項第1号の規定は、地域機関における予算執行権限等について準用する。この場合において、これらの規定(第3条第4項を除く。)中「院長」とあるのは「所長」と、「施設」とあるのは「地域機関」と、「事務長」とあるのは「所長」と、「事務長補佐」とあるのは「次長」と、「薬剤部長」とあるのは「地域機関の会計事務を担当する課長」と、「給食事務」とあるのは「会計事務」と、第3条第4項中「院長」とあるのは「所長」と、「そ

## (収納の委託)

**第44条の2** 病院局長は、病院事業の業務に係る収入について、収納の事務を私人に委託することができる。

2 病院局長は、前項の規定により収納の事務を委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類により決定しなければならない。

- (1) 収納の委託をする収入の内容
- (2) ～(6) (略)

3 病院局長は、第1項の規定による委託をしたときは、その旨を告示し、かつ、公表する手続をとらなければならない。

## (証券納付の規定の準用)

**第44条の5** 第37条第3項の規定は、第44条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた私人について準用する。

## (財務検査)

第224条 (略)

2 (略)

れぞれ事務長又は事務長補佐」とあるのは「地域機関の次長」と読み替えるものとする。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。



新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(機関の種別)</p> <p><b>第2条</b> 機関を分けて、局本庁、<u>地域機関</u>及び施設とする。</p> <p style="text-align: center;">(局本庁)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>地域機関</u></p> <p><b>第3条の2</b> <u>地域機関とは、第2章の2に規定する組織をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章の2 地域機関</p> <p style="text-align: center;"><u>設置</u></p> <p><b>第6条の2</b> <u>新潟県立加茂病院の清算業務を行うため、加茂病院事業清算事務所を加茂市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;">2 <u>新潟県立吉田病院の清算業務を行うため、吉田病院事業清算事務所を燕市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p><b>第6条の3</b> <u>加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所（以下「清算事務所」という。）に次の課及び係を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">経営課 経営係</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p><b>第6条の4</b> <u>清算事務所の課の分掌事務は、次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;">経営課</p> <p><u>(1) 公印の管理に関する事項</u></p> <p><u>(2) 職員の人事及び服務に関する事項</u></p> <p><u>(3) 文書の收受及び保存に関する事項</u></p> <p><u>(4) 物品の管理及び出納に関する事項</u></p> <p><u>(5) 配当予算の経理に関する事項</u></p> <p><u>(6) 調査統計に関する事項</u></p> <p><u>(7) 清算事務所の管理、保全等に関する事項</u></p> <p><u>(8) 料金の請求及び収納に関する事項</u></p> <p><u>(9) 診療記録の整備及び保管に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">(病院の名称及び位置)</p> <p><b>第7条</b> 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p>	<p style="text-align: center;">(機関の種別)</p> <p><b>第2条</b> 機関を分けて、局本庁及び施設とする。</p> <p style="text-align: center;">(局本庁)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;">(病院の名称及び位置)</p> <p><b>第7条</b> 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p>

名称	位置
(略)	
新潟県立精神医療センター	長岡市
新潟県立津川病院	東蒲原群阿賀町
新潟県立がんセンター新潟病院	新潟市
(略)	
(病院の組織)	
<b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。	
管理部	
(略)	
診療部	
内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 臨床工学科 歯科 歯科口腔外科	
薬剤部	
看護部	
2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター及び救命救急センター、県立リウマチセンター及び県立坂町病院に患者サポートセンターを置く。	
(略)	
(分掌事務)	
<b>第9条</b> (略)	
2～4 (略)	
5 県立中央病院、県立松代病院、県立十日町病院、県立新発田病院、県立リウマチセンター及び県立坂町病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。	
(1)～(3) (略)	
6 (略)	

名称	位置
(略)	
新潟県立精神医療センター	長岡市
<u>新潟県立加茂病院</u>	<u>加茂市</u>
新潟県立津川病院	東蒲原群阿賀町
<u>新潟県立吉田病院</u>	<u>燕市</u>
新潟県立がんセンター新潟病院	新潟市
(略)	
(病院の組織)	
<b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。	
管理部	
(略)	
診療部	
内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 <u>人工透析内科</u> 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 <u>心臓血管・呼吸器外科</u> 消化器外科 乳腺外科 <u>肛門外科</u> 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 臨床工学科 歯科 歯科口腔外科	
薬剤部	
看護部	
2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、 <u>県立加茂病院及び県立吉田病院に患者サポートセンター</u> 、 <u>県立新発田病院に教育研修センター</u> 、患者サポートセンター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに患者サポートセンターを置く。	
(略)	
(分掌事務)	
<b>第9条</b> (略)	
2～4 (略)	
5 県立中央病院、県立松代病院、県立十日町病院、 <u>県立加茂病院</u> 、 <u>県立新発田病院</u> 、 <u>県立リウマチセンター</u> 及び県立坂町病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。	
(1)～(3) (略)	
6 <u>県立吉田病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。</u>	
<u>(1)～(2) (略)</u>	
7 (略)	

<p>7 (略)</p> <p><u>第2節の2 地域機関におかれる職</u> (<u>清算事務所の職の設置</u>)</p> <p><u>第17条の5 清算事務所に次条から第17条の8に規定する職を置く。</u></p> <p>(<u>職制上の職</u>)</p> <p><u>第17条の6 清算事務所に所長を置く。</u></p> <p>2 <u>清算事務所に次長を置く。</u></p> <p>3 <u>所長は上司の命を受け、清算事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>4 <u>次長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>第17条の7 清算事務所の課及び係に長を置く。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>第17条の8 清算事務所の課及び係に主査、主任、専門員(次項において「主査等」という。)</u> <u>を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>主査等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</u></p> <p>(<u>病院の職制上の職</u>)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(<u>参与等</u>)</p> <p><u>第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、専門員、<u>事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、理学療法専門幹</u>(次項において「参与等」という。)を置くことができる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>(<u>病院の職制上の職</u>)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、県立吉田病院診療部に消化器内視鏡センター長を置く。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項から第4項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>7 (略)</p> <p>(<u>参与等</u>)</p> <p><u>第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、専門員(次項において「参与等」という。)を置くことができる。</u></p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。





新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長を、<u>「所長」とは、同規程第17条の6に規定する清算事務所の所長をいう。</u></p> <p>(院長等への共通委任)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、<u>院長、校長及び所長</u>に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（<u>院長、校長及び所長</u>の5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等</u>をすること（<u>院長、校長及び所長</u>の5日以上に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(6)の2～(17) (略)</p> <p>(18) 病院<u>及び清算事務所</u>の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(委任の特例)</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、<u>院長、校長又は所長</u>は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>院長、校長又は所長</u>等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長をいう。</p> <p>(院長等への共通委任)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、<u>院長及び校長</u>に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（<u>院長及び校長</u>の5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をする<u>こと（院長及び校長の5日以上に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。</u></p> <p>(6)の2～(17) (略)</p> <p>(18) 病院の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(委任の特例)</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、<u>院長又は校長</u>は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>院長又は校長</u>等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

### 新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
<b>別表第2（第5条関係）</b>		<b>別表第2（第5条関係）</b>	
区分	支給月額	区分	支給月額
(略)	(略)	(略)	(略)
柿崎病院	47,000	柿崎病院	47,000円
坂町病院	円	坂町病院	
		加茂病院	14,100円
		吉田病院	
備考（略）		備考（略）	

### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第1（第2条関係）</b>			<b>別表第1（第2条関係）</b>		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	(略)	5種		(略)	5種
	中央病院内視鏡センター長			中央病院内視鏡センター長 <u>吉田病院消化器内視鏡センター長</u>	
	(略)			(略)	
	(略)	5種		(略)	5種
	薬剤部長（妙高病院、松代病院、十日町病院、精神医療センター、津川病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）			薬剤部長（妙高病院、松代病院、十日町病院、精神医療センター、 <u>加茂病院</u> 、津川病院、 <u>吉田病院</u> 又は坂町病院に置かれるものに限る。）	
	(略)	5種		(略)	5種
	<u>中央病院リハビリテーション技師長</u>			<u>新発田病院リハビリテーション技師長</u>	
	(略)			(略)	
	(略)	5種		(略)	5種
看護専門学校副校長		看護専門学校副校長 <u>（新発田病院附属看護専門学校又は十日町看護専門学校に置かれるものに限る。）</u>			
(略)		(略)			
(略)	5種	(略)	5種		
中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐（局長が定めるものに限る。） <u>加茂病院事業清算事務所長</u> <u>吉田病院事業清算事務所長</u>		中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐（局長が定めるものに限る。）			

(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

---

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

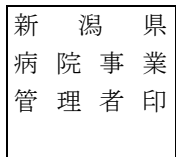
改正後	改正前
(公印の種類) <b>第2条</b> 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) <u>(8)の2 地域機関の長印</u> (9)～(14) (略) <u>(14)の2 地域機関の企業出納員印</u> 2 (略)	(公印の種類) <b>第2条</b> 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9)～(14) (略) 2 (略)

第2条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

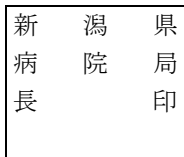
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

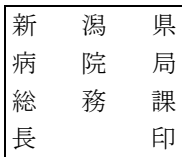
公印のひな形及び寸法



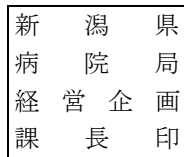
27mm平方



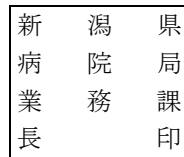
27mm平方



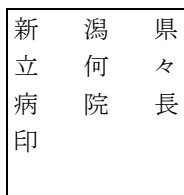
24mm平方



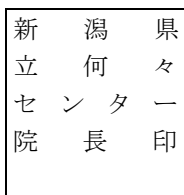
24mm平方



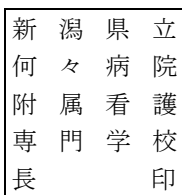
24mm平方



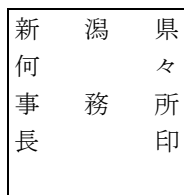
27mm平方



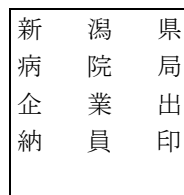
27mm平方



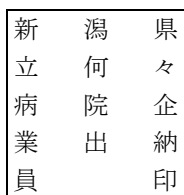
27mm平方



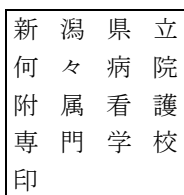
27mm平方



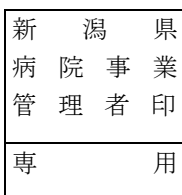
18mm平方



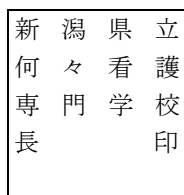
18mm平方



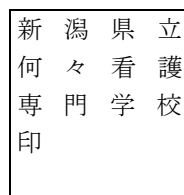
27mm平方



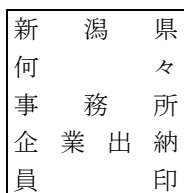
27mm平方



30mm平方



30mm平方



18mm平方

備考 字体は、適宜とする。

第3条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(管守) <b>第4条</b> (略) 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、新潟県立病院附属看護専門学校長、 <u>新潟県立看護専門学校長及び地域機関の長</u> がそれぞれ管守する。	(管守) <b>第4条</b> (略) 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、新潟県立病院附属看護専門学校長 <u>及び新潟県立看護専門学校長</u> がそれぞれ管守する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

---

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後										改正前																											
別表（第2条関係）										別表（第2条関係）																											
行政財産使用料の基準										行政財産使用料の基準																											
区分	使用の種類		単位	使用料（単位 円）						区分	使用の種類		単位	使用料（単位 円）																							
土地	(略)		(略)	新潟市部	110	新潟市以外 の市部	47	町 村部	38	(略)	土地	(略)		(略)	新潟市部	98	新潟市以外 の市部	43	町 村部	34	(略)																
	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	(略)										水管、	外径が									140	63	51	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	(略)	水管、	外径が	130	58	45						
												下水道	0.15メー																			290	130	100	260	120	90
												管、ガ	トル未満																								
												ス管そ	のもの																								
その他 これら に類す るもの 以外の もの	外径が	720	320	250	650	290	220																														
0.15メー	290							130	100	260	120	90																									
トル以上																																					
0.2メー																																					
トル未満	720	320	250	650	290	220																															
のもの																																					
外径が	720	320	250	650	290	220																															
0.2メー																																					
トル以上	720	320	250	650	290	220																															
0.4メー																																					
トル未満	720	320	250	650	290	220																															
のもの																																					
外径が	720	320	250	650	290	220																															
0.4メー																																					
トル以上	720	320	250	650	290	220																															



		1メートル未満のもの					
		外径が1メートル以上のもの	1,400	630	510		
	(略)	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	新潟市部 2,400	新潟市以外の市部 1,100	町村部 850		
(略)							
備考 (略)							

		1メートル未満のもの					
		外径が1メートル以上のもの	1,300	580	450		
	(略)	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	新潟市部 2,200	新潟市以外の市部 960	町村部 750		
(略)							
備考 (略)							

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

病院局訓令

新潟県病院局訓令第 1 号

局 本 庁  
地 域 機 関  
施 設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

令和 6 年 3 月 29 日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第 2 条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(2)の 2 地域機関 病院局組織規程第 2 章の 2 に規定するものをいう。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p><b>第 4 条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次長の旅行（5 日以上の旅行を除く。）並びに課長、<u>地域機関の長及び施設の長</u>の 5 日以上の旅行の命令をすること。</p> <p>(3) 次長の旅行（5 日以上の旅行を除く。）並びに課長、<u>地域機関の長及び施設の長</u>の 5 日以上の旅行の復命を受けること。</p> <p>(4) 次長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 7 年人事委員会規則第 8 - 55 号）第 24 条第 1 項に定める休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち 1 日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）（5 日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）の承認等</u>をすること。</p> <p>(4)の 2 <u>課長、地域機関の長及び施設の長</u>の 5 日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4 日以内のものを含む。）の承認等をすること。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>第 2 章の 2 地域機関</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第 2 条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(次長の専決事項)</p> <p><b>第 4 条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次長の旅行（5 日以上の旅行を除く。）並びに課長<u>及び施設の長</u>の 5 日以上の旅行の命令をすること。</p> <p>(3) 次長の旅行（5 日以上の旅行を除く。）並びに課長<u>及び施設の長</u>の 5 日以上の旅行の復命を受けること。</p> <p>(4) 次長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち 1 日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）（5 日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）の承認等をすること。</p> <p>(4)の 2 <u>課長及び施設の長</u>の 5 日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4 日以内のものを含む。）の承認等をすること。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>

(地域機関の長の専決事項)

第13条の2 地域機関の長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政文書等の公開の決定等を行うこと。
- (2) 個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)、健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定による申請、届出、報告等を行うこと。

(地域機関の長の権限に属する事務の専決)

第13条の3 次長の専決事項は次のとおりとする。

- (1) 職員(局本庁の課長補佐に相当する職以上の職にある者を除く。次号から第5号まで及び第6号において同じ。)の旅行の命令を行うこと。
  - (2) 職員の旅行の復命を受けること。
  - (3) 職員の時間外勤務等の命令を行うこと。
  - (3)の2 職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。
  - (4) 職員の特殊勤務の命令を行うこと。
  - (5) 職員(地域機関の長を除く。)の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
  - (5)の2 職員(地域機関の長を除く。)の代休日を指定すること。
  - (6) 職員の休暇等の承認等(地域機関の長の5日以上に係るものを除く。)を行うこと。
  - (6)の2 職員の営利企業等従事許可願を許可すること。
  - (7) 職員の扶養親族届に関する扶養親族としての要件の有無及び配偶者の有無について確認し認定すること。
  - (8) 職員の住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定を行うこと。
  - (9) 職員の通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の月額決定又は改定を行うこと。
  - (9)の2 職員の単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定を行うこと。
  - (10) 職員の児童手当の受給資格及び額の認定を行うこと。
  - (11) 電子計算機による給与事務処理のための諸報告を行うこと。
  - (12) 職員の身分証明書その他軽易な証明書の発行を行うこと。
  - (13) 職員の被服の貸与を行うこと。
  - (14) 前各号のほか、定例に属する軽易な事項で地域機関の長の指定する事項を処理すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次長が長期にわたり不在のとき、又は次長及び第13条の4の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、地域機関の長は、

当該次長が専決する事項について専決するものとする。

(代決)

**第13条の4** 地域機関における事務の代決は、別表第2の2に定めるところによる。

(準用規定)

**第17条** 第7条及び第12条及び第13条までの規定は、地域機関及び施設における専決及び代決について準用する。

別表第2の2 (第13条の4関係)

地域機関種類	代決の順序
加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所	1 所長の権限の代決 (1) 所長が不在のときは、次長 (2) 所長及び次長がともに不在のときは、経営係長  2 次長の権限の代決 (1) 次長が不在のときは、経営係長 (2) 次長及び経営係長がともに不在のときは、次長があらかじめ指定した職員

(準用規定)

**第17条** 第7条及び第12条及び第13条までの規定は、施設における専決及び代決について準用する。

新潟県病院局訓令第2号

局本庁  
施設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前																																																	
<p><b>第2条</b> 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>病院名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県津病</td> <td>新潟県立津川病院</td> </tr> <tr> <td>県新病</td> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> </tr> <tr> <td>県芝病</td> <td>新潟県立新発田病院</td> </tr> <tr> <td>県リウ</td> <td>新潟県立リウマチセンター</td> </tr> <tr> <td>県坂病</td> <td>新潟県立坂町病院</td> </tr> <tr> <td>県吉看専</td> <td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県十看専</td> <td>新潟県立十日町看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県病加清</td> <td>加茂病院事業清算事務所</td> </tr> <tr> <td>県病吉清</td> <td>吉田病院事業清算事務所</td> </tr> </tbody> </table>		記号	病院名等	(略)		県津病	新潟県立津川病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県芝病	新潟県立新発田病院	県リウ	新潟県立リウマチセンター	県坂病	新潟県立坂町病院	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校	県病加清	加茂病院事業清算事務所	県病吉清	吉田病院事業清算事務所	<p><b>第2条</b> 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>病院名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>県加病</u></td> <td><u>新潟県立加茂病院</u></td> </tr> <tr> <td>県津病</td> <td>新潟県立津川病院</td> </tr> <tr> <td>県吉病</td> <td>新潟県立吉田病院</td> </tr> <tr> <td>県新病</td> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> </tr> <tr> <td>県芝病</td> <td>新潟県立新発田病院</td> </tr> <tr> <td>県リウ</td> <td>新潟県立リウマチセンター</td> </tr> <tr> <td>県坂病</td> <td>新潟県立坂町病院</td> </tr> <tr> <td>県吉看専</td> <td>新潟県立吉田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県十看専</td> <td>新潟県立十日町看護専門学校</td> </tr> </tbody> </table>		記号	病院名等	(略)		<u>県加病</u>	<u>新潟県立加茂病院</u>	県津病	新潟県立津川病院	県吉病	新潟県立吉田病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県芝病	新潟県立新発田病院	県リウ	新潟県立リウマチセンター	県坂病	新潟県立坂町病院	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校
記号	病院名等																																																		
(略)																																																			
県津病	新潟県立津川病院																																																		
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院																																																		
県芝病	新潟県立新発田病院																																																		
県リウ	新潟県立リウマチセンター																																																		
県坂病	新潟県立坂町病院																																																		
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校																																																		
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校																																																		
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校																																																		
県病加清	加茂病院事業清算事務所																																																		
県病吉清	吉田病院事業清算事務所																																																		
記号	病院名等																																																		
(略)																																																			
<u>県加病</u>	<u>新潟県立加茂病院</u>																																																		
県津病	新潟県立津川病院																																																		
県吉病	新潟県立吉田病院																																																		
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院																																																		
県芝病	新潟県立新発田病院																																																		
県リウ	新潟県立リウマチセンター																																																		
県坂病	新潟県立坂町病院																																																		
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校																																																		
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校																																																		
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校																																																		

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県病院局出納取扱金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和61年3月新潟県病院局告示第2号）の一部を次のとおり改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>2 新潟県病院局収納取扱金融機関</p> <p>(1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する<u>地域機関又は施設の企業出納員</u>が行う現金払込等の事務を取り扱う店舗</p> <p>(略)</p>	<p>2 新潟県病院局収納取扱金融機関</p> <p>(1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する施設の企業出納員が行う現金払込等の事務を取り扱う店舗</p> <p>(略)</p>

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立加茂病院	内科、神経内科、緩和ケア内科、外科、心臓血管・呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、 <u>精神科</u> 、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科	新潟県立加茂病院	内科、神経内科、緩和ケア内科、外科、心臓血管・呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、 <u>産婦人科</u> 、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科
(略)		(略)	

## 企業局管理規程

### 新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(課、室、係及び班の設置)	(課、室、係及び班の設置)
<b>第5条</b> 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。	<b>第5条</b> 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。
総務課	総務課
総務係 予算係	総務係 予算係
営業企画課	営業企画課
電気事業班 工業用水道事業班 企業誘致推進班	電気事業班 工業用水道事業班 企業誘致推進班
施設課	施設課
電機施設班 <u>土木施設係</u> 建設室	電機施設班 <u>土木施設班</u> 建設室

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1913号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(規則第6-1186号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療職給料表(二))</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(二)は、<u>環境局環境対策課、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、はまぐみ小児療育センター、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所及び特別支援学校</u>に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(医療職給料表(三))</p> <p><b>第5条</b> 医療職給料表(三)は、総務部人事課、保健所、児童相談所、<u>はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課</u>に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(福祉職給料表)</p> <p><b>第7条</b> 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>女性相談支援センター</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(医療職給料表(二))</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(二)は、<u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、コロニーにいがた白岩の里</u>、<u>はまぐみ小児療育センター、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所及び特別支援学校</u>に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(医療職給料表(三))</p> <p><b>第5条</b> 医療職給料表(三)は、総務部人事課、保健所、児童相談所、<u>コロニーにいがた白岩の里</u>、<u>はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課</u>に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(福祉職給料表)</p> <p><b>第7条</b> 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1) <u>コロニーにいがた白岩の里</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>女性福祉相談所</u></p> <p>(7) (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1914号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
(略)			(略)		
食肉衛生検査センター	(略)	1	食肉衛生検査センター	(略)	1
	2 所長			2 所長	
			コロニーにいがた白岩の里	1 児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部又は社会復帰部に勤務する部長、副参事、寮長、副寮長、主査、主任及び生活支援員（いずれも2に掲げる者を除く。）	4
				2 社会復帰部に勤務し、専ら職業指導の業務に従事する職員	3
				3 医師	2
				4 臨床検査技師及び衛生検査技師	
				5 企画相談室に勤務する室長、室長代理、主査及び企画相談員	
				6 委員会が別に定める職員	1
				7 所長	
				8 看護師免許又は准看護師免許を有し、当該免許に係る業務に従事する主査及び主任、主任准看護師、看護師並びに准看護師	
				9 委員会が別に定める職員	
(略)			(略)		
中央児童相談所及び女性相談支援センター	(略)	(略)	中央児童相談所及び女性福祉相談所	(略)	(略)
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1915号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(併給禁止) <b>第38条</b> (略) 2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、 <u>委員会が別に定める場合を除き、次に掲げる手当とする。</u> (1)～(7) (略)	(併給禁止) <b>第38条</b> (略) 2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。  (1)～(7) (略)

**第2条** 特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(動物処理等作業手当) <b>第6条</b> 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1)～(3) (略)  2 (略)	(動物処理等作業手当) <b>第6条</b> 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u> 2 (略)
(社会福祉業務手当) <b>第18条</b> 条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、地域振興局に勤務する職員とする。 2 (略) 3 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、 <u>女性相談支援センター</u> に勤務する職員とする。	(社会福祉業務手当) <b>第18条</b> 条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、地域振興局に勤務する職員とする。 2 (略) 3 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、 <u>女性福祉相談所</u> に勤務する職員とする。
(特殊診療手当) <b>第24条</b> 条例第28条第1項の人事委員会規則で定める職員は、 <u>はまぐみ小児療育センター</u> に勤務する医師等とする。	(特殊診療手当) <b>第24条</b> 条例第28条第1項の人事委員会規則で定める職員は、 <u>次に掲げる勤務箇所</u> に勤務する医師等とする。 <u>(1) はまぐみ小児療育センター</u> <u>(2) コロニーにいがた白岩の里</u>
(夜間看護手当) <b>第27条</b> 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、 <u>はまぐみ小児療育センター</u> に勤務する職員とする。	(夜間看護手当) <b>第27条</b> 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、 <u>次に掲げる勤務箇所</u> に勤務する職員とする。 <u>(1) コロニーにいがた白岩の里</u> <u>(2) はまぐみ小児療育センター</u>

<p>(併給禁止)</p> <p><b>第38条</b> 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">中央児童相談所又は 女性相談支援センターに勤務する職員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	(略)		中央児童相談所又は 女性相談支援センターに勤務する職員	(略)	(略)		<p>(併給禁止)</p> <p><b>第38条</b> 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">中央児童相談所又は 女性福祉相談所に勤務する職員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	(略)		中央児童相談所又は 女性福祉相談所に勤務する職員	(略)	(略)	
(略)													
中央児童相談所又は 女性相談支援センターに勤務する職員	(略)												
(略)													
(略)													
中央児童相談所又は 女性福祉相談所に勤務する職員	(略)												
(略)													

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1916号**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略)	(略)	1 級 地	(略)	(略)	1 級 地
上 越 市	(略)		上 越 市	(略)	
(略)	(略)		(略)	高田高等学校安塚分校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1917号**

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> （第2条、第4条関係） へき地学校級別区分			<b>別表第1</b> （第2条、第4条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級 地	(略)	(略)	1 級 地
(略)	(略)		柏 崎 市	高柳小学校	
上 越 市	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		上 越 市	大島中学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
<b>別表第2</b> （第2条関係） 準へき地学校			<b>別表第2</b> （第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
上 越 市	(略)		上 越 市	(略)	
(略)	(略)		(略)	安塚中学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1918号**

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（規則第6-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p><b>第2条</b> 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童相談所及び新潟学園における入所者の生活介助等のための当直勤務</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p><b>第2条</b> 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>コロニーにいがた白岩の里</u>、児童相談所及び新潟学園における入所者の生活介助等のための当直勤務</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1919号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(規則第6-118号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
<b>別表第1 (第2条関係)</b>				<b>別表第1 (第2条関係)</b>			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の事務部局	本庁	(略)	5種	知事の事務部局	本庁	(略)	5種
		(略)				原子力安全広報 監	
		原子力安全調整 監					
		(略)				(略)	
	地域振興局	(略)	2種 (ものを除く。)	地域振興局	(略)	2種 (ものを除く。)	
		局長(区分1種 のものを除く。)			3種		
		副局長					
	(略)	(略)	(略)	(略)			
	消費生活センター	所長	5種	消費生活センター	所長	5種	
		(略)		愛鳥センター紫雲 寺さえずりの里			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
中央福祉相談センター	(略)	5種	中央福祉相談センター	(略)	5種		
	次長 障害者相談支援 室長			次長			
(略)	(略)	5種	(略)	(略)	5種		
食肉衛生検査センター	所長	5種	食肉衛生検査センター	所長	5種		
	(略)		コロニー にいがた白岩の里				
(略)	(略)	(略)	(略)	3種	5種		
(略)	(略)	(略)	(略)	部長 企画相談室長	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		



警察	本部	(略)		警察	本部	(略)		
		(略)	5種			(略)	5種	
		少年サポートセンター長				情報技術解析支援センター長		少年サポートセンター長
		(略)						(略)
統括検視官	(略)	検視官	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 (略)				備考 (略)				

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1920号**

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表（第2条関係）</b>			<b>別表（第2条関係）</b>		
所在地	公署及び学校等	区域	所在地	公署及び学校等	区域
(略)			(略)		
柏崎市	(略)	柏崎市	柏崎市	(略)	柏崎市
	(略)			<u>南部地区学校給食共同調理場</u>	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第12-100号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表			別表		
機関	職		機関	職	
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 行財政改革監 部長 局長 参与 広報監 副危機管理監 国際企画監 デジタル改革監 <u>原子力安全調整監</u> 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 男女平等・共同参画統括監 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長、 <u>中国室長及び東南アジア室長を除く。</u> ） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） (略)		知事部局	危機管理監 行財政改革監 部長 局長 参与 広報監 副危機管理監 国際企画監 デジタル改革監 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 男女平等・共同参画統括監 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） (略)
本庁以外の機関	(略)		本庁以外の機関	(略)	
	地域振興局	局長 <u>副局長</u> 部長 所長 医監 地域振興監 副部長 副所長 センター長（県民サービスセンター長を除く。） 次長 農林事務所長 維持管理事務所長 分所長 農林事務所次長		地域振興局	局長 部長 所長 医監 地域振興監 副部長 副所長 センター長（県民サービスセンター長を除く。） 次長 農林事務所長 維持管理事務所長 分所長 農林事務所次長 維持

	維持管理事務所次長 総務課長 庶務課長 総務福祉課長 企画調整課長(庶務に関する事務を行うものに限る。) 業務課長(港湾事務所(新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所を除く。))並びに村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局地域整備部に置かれるものに限る。) 業務・空港用地課長 総務係長(企画振興部に置かれるものに限る。)	管理事務所次長 総務課長 庶務課長 総務福祉課長 企画調整課長(庶務に関する事務を行うものに限る。) 業務課長(港湾事務所(新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所を除く。))並びに村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局地域整備部に置かれるものに限る。) 港湾空港業務課長 総務係長(企画振興部に置かれるものに限る。)
(略)	(略)	(略)
消防学校	校長 教頭 総務課長	消防学校 校長 教頭 総務課長
		愛鳥センター紫雲寺さえずりの里 所長
(略)	(略)	(略)
食肉衛生検査センター	所長 次長	食肉衛生検査センター 所長 次長
		コロニーにいがた白岩の里 所長 次長 管理部長 総務課長
(略)	(略)	(略)
教育センター	所長 次長 総務課長	教育センター 所長 次長(人事、給与、服務に関する事務を行うものに限る。)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第20-7号**

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則第20-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（部長又は課長に相当する職）</p> <p><b>第14条</b> 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定する参与、同条第5項に規定する副部長、同条第7項に規定する次長、同規則第165条の4第1項に規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項に規定するデジタル改革監、同規則第165条の6第1項に規定する原子力安全調整監、同規則第166条第1項に規定する新産業企画監、同規則第168条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規定する参事（部又は局に置くものに限る。）及び技監、同規則第182条の2第1項に規定する政策統括監及び男女平等・共同参画統括監、同規則第188条第1項に規定する地域機関の長（地域振興局長を除く。）、同条第4項に規定する地域振興局の副局長、同規則第190条第1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2項に規定する事務所及び児童・障害者相談センターの所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）</p> <p>(2) ～(10) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（部長又は課長に相当する職）</p> <p><b>第14条</b> 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定する参与、同条第5項に規定する副部長、同条第7項に規定する次長、同規則第165条の4第1項に規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項に規定するデジタル改革監、同規則第165条の6第1項に規定する原子力安全広報監、同規則第166条第1項に規定する新産業企画監、同規則第168条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規定する参事（部又は局に置くものに限る。）及び技監、同規則第182条の2第1項に規定する政策統括監及び男女平等・共同参画統括監、同規則第188条第1項に規定する地域機関の長（地域振興局長を除く。）、同規則第190条第1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2項に規定する事務所及び児童・障害者相談センターの所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）</p> <p>(2) ～(10) (略)</p>

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の職員の退職管理に関する規則第14条第1号に規定する原子力安全広報監であった者については、なお従前の例による。

**人事委員会告示**

**◎新潟県人事委員会告示第1号**

県の行う事業又は事務所について、労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものを次のとおりとし、令和6年4月1日から施行する。

なお、県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等（令和5年3月新潟県人事委員会告示第2号）

は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第4章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所に  
ついて、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲  
げる事業のいずれにも該当しないものは、次のとおりである。

1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により人事委員会が職権を行使するもの

(1) 労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの

名 称	労働基準法 別表第1号別
新潟県消防学校(自治研修所を含む。)	第12号
新潟県放射線監視センター	〃
新潟県保健環境科学研究所	〃
新潟県工業技術総合研究所	〃
同 各技術支援センター	〃
新潟県醸造試験場	〃
各新潟県立テクノスクール	〃
新潟県立近代美術館	〃
同 万代島美術館	〃
新潟県立歴史博物館	〃
新潟県農業総合研究所	〃
同 各研究センター	〃
同 各農業技術センター	〃
新潟県農業大学校	〃
新潟県森林研究所	〃
新潟県水産海洋研究所	〃
同 佐渡水産技術センター	〃
新潟県内水面水産試験場	〃
同 魚沼支場	〃
新潟県立教育センター	〃
新潟県立図書館	〃
新潟県立生涯学習推進センター	〃
新潟県少年自然の家	〃
新潟県立文書館	〃
各新潟県立高等学校	〃
各新潟県立中等教育学校	〃
新潟県立新潟よつば学園(給食場及び寄宿舎を除く。)	〃
新潟県立長岡豊学校(給食場及び寄宿舎を除く。)	〃
各新潟県立特別支援学校(給食場及び寄宿舎を除く。)	〃
新潟県立幼稚園	〃
新潟県警察学校	〃
(2) 労働基準法別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しないもの	
新潟県知事部局本庁(交通事故相談所、鳥獣被害対策支援センター及び労働相談所を含む。)	
新潟県知事政策局国際課パスポートセンター	
新潟県議会事務局	
新潟県選挙管理委員会事務局	
新潟県人事委員会事務局	

新潟県監査委員事務局  
 新潟県労働委員会事務局  
 各新潟県海区漁業調整委員会事務局  
 新潟県教育庁本庁  
 新潟県警察本部（各隊及び運転免許センターを除く。）  
 新潟県警察本部各隊  
 新潟県警察本部運転免許センター  
 各新潟県地域振興局（他に定めるものを除く。）  
 各新潟県地域振興局児童・障害者相談センター  
 各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所  
 新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課  
 新潟県新潟地域振興局県税部（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課を除く。）  
 新潟県新潟地域振興局県税部三条収税課  
 新潟県新潟地域振興局県税部佐渡収税課  
 新潟県新潟地域振興局地域整備部  
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部  
 新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所  
 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所  
 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所  
 新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課  
 新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課  
 新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課  
 新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所  
 新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所  
 新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所  
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農政庁舎）  
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農地庁舎）  
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）  
 新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）  
 新潟県東京事務所  
 新潟県消費生活センター  
 新潟県中央福祉相談センター（中央児童相談所、女性相談支援センター及びあかしや寮を含む。）  
 各新潟県食肉衛生検査センター  
 新潟県計量検定所  
 新潟県大阪事務所  
 新潟県病虫害防除所  
 各新潟県家畜保健衛生所  
 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所  
 新潟県流域下水道事務所  
 各新潟県教育庁教育事務所  
 各新潟県警察署

## 2 労働基準監督署等が職権を行使するもの

名	称	労働基準法 別表第1号別
新潟県立学校給食場		第1号
新潟県佐渡トキ保護センター		第7号
新潟県妙法育成牧場		〃
新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護センター		第13号

各新潟県地域振興局健康福祉環境部	〃
各新潟県地域振興局健康福祉部	〃
新潟県精神保健福祉センター	〃
新潟県はまぐみ小児療育センター	〃
新潟県新潟学園	〃
新潟県立新潟よつば学園寄宿舎	〃
新潟県立長岡聾学校寄宿舎	〃
各新潟県立特別支援学校寄宿舎	〃

教育委員会規則



新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

**新潟県教育委員会規則第2号**

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(課等の設置)</p> <p><b>第7条</b> 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 生涯学習推進課 生涯学習振興係 青少年家庭教育係 成人教育係 <u>社会教育支援係</u></p> <p>(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p><b>第12条</b> 教育事務所に次の課及び係を置く。</p> <p>(1) 上越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略)</p> <p>(2) 中越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略)</p> <p>(3) 下越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略)</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p><b>第13条</b> 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～学校支援第2課 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(課等の設置)</p> <p><b>第7条</b> 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 生涯学習推進課 生涯学習振興係 青少年家庭教育係 成人教育係</p> <p>(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p><b>第12条</b> 教育事務所に次の課及び係を置く。</p> <p>(1) 上越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u></p> <p>(2) 中越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u></p> <p>(3) 下越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u></p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p><b>第13条</b> 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u></p> <p>(1) <u>社会教育に関する事項</u></p> <p>(2) <u>社会教育施設に関する事項</u></p> <p>(3) <u>視聴覚教育に関する事項</u></p> <p>(4) <u>ユネスコ活動に関する事項</u></p>
<p>2 中越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～学校支援第2課 (略)</p>	<p>2 中越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u></p> <p><u>前項に規定する社会教育課の分掌事務</u></p>
<p>3 下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおり</p>	<p>3 下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおり</p>

<p>とする。 総務課～学校支援第2課 (略)</p> <p>(組織)</p> <p><b>第14条</b> 新潟県立教育センターに次の課及び班を置く。 総務課  教育支援課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第16条</b> 新潟県立生涯学習推進センターの<u>分掌事務</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 関係機関及び団体との連携並びに指導助言に関する事項</u> <u>(8) 学習機会の体系化に関する事項</u> <u>(9) 指導者及び助言者の養成及び研修に関する事項</u> <u>(10) 事業の開発及び診断に関する事項</u> <u>(11) 調査研究に関する事項</u></p>	<p>とする。 総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u> <u>第1項に規定する社会教育課の分掌事務</u></p> <p>(組織)</p> <p><b>第14条</b> 新潟県立教育センターに次の課、<u>係</u>及び班を置く。 総務課 <u>庶務係</u> 教育支援課 (略)</p> <p>(組織及び分掌事務)</p> <p><b>第16条</b> 新潟県立生涯学習推進センターに<u>次の課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>学習情報課</u> (1)～(6) (略) <u>(7) 他課の所管に属さない事項</u> <u>学習振興課</u> <u>(1) 関係機関及び団体との連携並びに指導助言に関する事項</u> <u>(2) 学習機会の体系化に関する事項</u> <u>(3) 指導者及び助言者の養成及び研修に関する事項</u> <u>(4) 事業の開発及び診断に関する事項</u> <u>(5) 調査研究に関する事項</u></p>
---	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関  
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(出先機関及び教育機関の長への共通委任)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、出先機関及び教育機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8—55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等</u>をすること（出先機関又は教育機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第15条第1項第13号に規定する休暇（以下「夏季休暇」という。）を除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p> <p>(県立学校長への委任)</p> <p><b>第5条の2</b> 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)～(1)の6 (略)</p> <p>(1)の7 職員の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認</u>をすること（県立学校長の5日以上のもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。）。</p> <p>(1)の8～(10) (略)</p>	<p>(出先機関及び教育機関の長への共通委任)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、出先機関及び教育機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事（出先機関又は教育機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8—55号）第15条第1項第13号に規定する休暇（以下「夏季休暇」という。）を除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p> <p>(県立学校長への委任)</p> <p><b>第5条の2</b> 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)～(1)の6 (略)</p> <p>(1)の7 職員の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認をすること（県立学校長の5日以上のもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。）。</p> <p>(1)の8～(10) (略)</p>

◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会  
教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(教育長の権限に属する事務の専決)</p> <p><b>第13条</b> 出先機関及び教育機関の長の共通の専決事項は別表第5とし、出先機関の長の個別の専決事項は別表第6のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(代決)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、副館長を2人置く場合にあっては、教育機関の長の定める順序により、事務の代決を行う。</p> <p style="text-align: center;">(準用規定)</p> <p><b>第15条</b> <u>第4条の7</u>、第6条及び第10条から第12条までの規定は、出先機関及び教育機関における専決及び代決について準用する。この場合において、<u>第4条の7</u>の規定中「別表第1から別表第4まで」とあるのは「別表第5から別表第7まで」と読み替えるものとする。</p> <p><b>別表第1</b> (第3条関係) (教育次長共通専決事項)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則</u>（平成7年人事委員会規則第8-55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るものうち1日を単位とするもの及び教育長が指定する団体等の地位と</p>	<p style="text-align: center;">(教育長の権限に属する事務の専決)</p> <p><b>第13条</b> 出先機関及び教育機関の長の共通の専決事項は別表第5とし、出先機関の長及び近代美術館万代島美術館長（以下「<u>出先機関の長等</u>」という。）の個別の専決事項は別表第6のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(代決)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>次長又は副館長</u>を2人置く場合にあっては、<u>出先機関又は教育機関</u>の長の定める順序により、事務の代決を行う。</p> <p style="text-align: center;">(準用規定)</p> <p><b>第15条</b> <u>第4条の6</u>、第6条及び第10条から第12条までの規定は、出先機関及び教育機関における専決及び代決について準用する。この場合において、<u>第4条の6</u>の規定中「別表第1から別表第4まで」とあるのは「別表第5から別表第7まで」と読み替えるものとする。</p> <p><b>別表第1</b> (第3条関係) (教育次長共通専決事項)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るものうち1日を単位とするもの及び教育長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）のうち4日以内の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関</p>

の兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)のうち4日以内の休暇等(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第15条第1項第13号に規定する休暇(以下「夏季休暇」という。)に係る5日以上のものを含み、研修及び兼職に係るものを除く。)並びに政策監、課長及び出先機関等の長の5日以上 of 休暇等(研修及び兼職に係る4日以内のものを含み、夏季休暇を除く。)の承認等を行うこと(研修及び兼職の場合にあつては、総務課長に合議すること。)

(4)～(11) (略)

**別表第2 (第4条関係)**

(課長共通専決事項)

(1)～(9)の2 (略)

(10) 不服申し立ての裁決及び決定のために必要な措置を行うこと。

(11)～(26) (略)

**別表第4 (第5条関係)**

(教育次長及び課長の個別的専決事項)

総務課

教育次長専決事項 (略)

総務課長専決事項

(1)～(8) (略)

(9) 本庁及び出先機関等の職員並びに県立学校職員の履歴の証明を行うこと。

(10)～(17) (略)

財務課 (略)

福利課

教育次長専決事項 (略)

福利課長専決事項

(1)・(2) (略)

義務教育課

教育次長専決事項

(1)～(7) (略)

(7)の2 県立学校の校長又は園長の5日以上 of 部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に定める休業の承認を行うこと。

(8)～(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(14) (略)

(15) 県立学校教員及び県費負担教職員の履歴の証明を行うこと。

(16)～(39) (略)

する規則(平成7年新潟県人事委員会規則第8—55号)第15条第1項第13号に規定する休暇(以下「夏季休暇」という。)に係る5日以上のものを含み、研修及び兼職に係るものを除く。)並びに政策監、課長及び出先機関等の長の5日以上 of 休暇等(研修及び兼職に係る4日以内のものを含み、夏季休暇を除く。)の承認等を行うこと(研修及び兼職の場合にあつては、総務課長に合議すること。)

(4)～(11) (略)

**別表第2 (第4条関係)**

(課長共通専決事項)

(1)～(9)の2 (略)

(10) 不服申し立ての採決及び決定のために必要な措置を行うこと。

(11)～(26) (略)

**別表第4 (第5条関係)**

(教育次長及び課長の個別的専決事項)

総務課

教育次長専決事項 (略)

総務課長専決事項

(1)～(8) (略)

(9) 本庁及び出先機関等の職員並びに県立学校職員の履歴の証明を行うこと。(福利課の分掌事務に係る事項を除く。)

(10)～(17) (略)

財務課 (略)

福利課

教育次長専決事項 (略)

福利課長専決事項

(1)・(2) (略)

(3) 本庁、出先機関等及び県立学校の職員並びに県費負担教職員の履歴(期末手当等の記録に限る。)の証明を行うこと。

義務教育課

教育次長専決事項

(1)～(7) (略)

(7)の2 県立学校の校長又は園長の5日以上 of 部分休業及び修学部分休業の承認を行うこと。

(8)～(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(14) (略)

(15) 県立学校教員及び県費負担教職員の履歴の証明を行うこと。(福利課の分掌事務に係る事項を除く。)

(16)～(39) (略)

- 高等学校教育課  
教育次長専決事項  
(1)～(7) (略)
- (8) 校長の5日以上の部分休業、修学部分休業、  
高齢者部分休業及び職員の勤務時間及び休暇等  
に関する規則第24条第1項に定める休業の承認  
をすること。
- (9)～(27) (略)
- 高等学校教育課長専決事項  
(1)～(12) (略)
- (13) 県立学校教員の履歴の証明をすること。
- (14)～(31) (略)
- 生徒指導課～保健体育課 (略)

別表第6 (第13条関係)

- (出先機関の長の個別的専決事項)  
教育事務所  
教育事務所長専決事項  
(1)～(4) (略)
- (5) 削除
- (6) (略)

別表第7 (第13条の3関係)

受任者の権限に属する事務の専決事項

専決権限を有する者	専決事項
出先機関等の次長(教育センター総務課長、図書館副館長、文書館副館長を含む。)	(1) 職員(次長以上の職員を除く。以下次号から第4号までにおいて同じ。)の旅行の命令をすること (副館長を2人置く場合は、教育機関の長が指定した副館長に限る。以下この項において同じ。)
	(2)～(15) (略)

別表第8 (第13条の3関係)

出先機関等の次長が長期にわたり不在等の場合において当該次長の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
出先機関等の次長(教育センター総務課長、図書館副館長、文書館副館長を含む。)	所長又は館長

- 高等学校教育課  
教育次長専決事項  
(1)～(7) (略)
- (8) 校長の5日以上の部分休業及び修学部分休業  
の承認をすること。
- (9)～(27) (略)
- 高等学校教育課長専決事項  
(1)～(12) (略)
- (13) 県立学校教員の履歴の証明をすること。(福利課の分掌事務に係る事項を除く。)
- (14)～(31) (略)
- 生徒指導課～保健体育課 (略)

別表第6 (第13条関係)

- (出先機関の長等の個別的専決事項)  
教育事務所  
教育事務所長専決事項  
(1)～(4) (略)
- (5) 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の児童手当の支給並びに子ども手当の認定及び支給(新潟県財務規則に規定する事務を除く。)をすること。
- (6) (略)

別表第7 (第13条の3関係)

受任者の権限に属する事務の専決事項

専決権限を有する者	専決事項
出先機関等の次長 図書館副館長 文書館副館長	(1) 職員(次長以上の職員を除く。以下次号から第4号までにおいて同じ。)の旅行の命令をすること (次長又は副館長を2人置く場合は、教育機関の長が指定した次長又は副館長に限る。以下この項において同じ。)
	(2)～(15) (略)

別表第8 (第13条の3関係)

出先機関等の次長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
出先機関等の次長	所長
図書館副館長	図書館長
文書館副館長	文書館長

--	--

---

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁  
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係） 校長の権限に属する事務の専決事項		別表第1（第3条関係） 校長の権限に属する事務の専決事項	
専決権を有する者	専決事項	専決権を有する者	専決事項
副校長	(1)・(2) (略) (3) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、 <u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則</u> （平成7年人事委員会規則第8-55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（研修、厚生計画参加及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。	副校長	(1)・(2) (略) (3) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（研修、厚生計画参加及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。
(略)	(4) (略)	(略)	(4) (略)
事務長	(1)～(13) (略) (14) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、 <u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則</u> 第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（研修、厚生計画参加及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位	事務長	(1)～(13) (略) (14) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（研修、厚生計画参加及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。



	とするも のを除く。) (15)～(20) (略)		(15)～(20) (略)
備考 (略)	備考 (略)		

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁  
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前																							
<b>別表1</b> （第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校			<b>別表1</b> （第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟翠江高等学校（通信制）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）	（略）					<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟翠江高等学校（通信制）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>高田高等学校（分校）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）	<u>高田高等学校（分校）</u>			（略）				
学校の名称	増員数	増員内訳																								
新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）																								
（略）																										
学校の名称	増員数	増員内訳																								
新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）																								
<u>高田高等学校（分校）</u>																										
（略）																										
2～5（略）			2～5（略）																							